

設 計 書

照査印

設計者印

検

業 務 名 : 篠山排水ポンプ場No. 3ポンプ井浚渫業務委託

業 務 場 所 : 久留米市 旭町 篠山排水ポンプ場

工 期 : 令和5年3月24日まで

施 工 概 要 : 本業務は、篠山排水ポンプ場のNo. 3ポンプ井内において、堆積した土砂の浚渫業務を行うもの。

- ・準備工 1式
- ・浚渫工 1式

設 計 部 課 名 : 久留米市企業局上下水道部下水道施設課

設計金額

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
A. 直接業務費					
No.3ポンプ井浚渫業務	1	式			第1号内訳書
計					
B. 間接業務費					
共通仮設費	1	式			
現場管理費	1	式			
一般管理費	1	式			
計					
C. 業務価格					
D. 消費税及び地方消費税の額					
E. 本業務費					

第1号内訳書

No. 3ポンプ井浚渫業務

久留米市企業局

P2

名 称	規格/材質	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
準備工		1	式			第1号明細書
浚渫工		1	式			第2号明細書
小計						

第1号明細書

準備工

名 称	規格/材質	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
水替工	水中ポンプ φ100	1	台			
重機費	4 t クレーン付トラック	0.5	日			
労務費	普通作業員	1	人			
諸雑費	仮設材料, 手間	1	式			
小計						

第2号明細書

浚渫工

久留米市企業局

P4

名 称	規格/材質	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
労務費	土木一般世話役	4	人			堆積土砂量 60 m <sup>3</sup> 所要日数4日
労務費	普通作業員	8	人			
重機費	特殊強力吸引車 (OPとも)	8	台・日			
重機費	高圧洗浄車 (OPとも)	4	台・日			
諸雑費	仮設材料, 手間	1	式			
土砂運搬費	排出・仮置手間込み 篠山排水ポンプ場～中央浄化センター	60	m <sup>3</sup>			
残土処分	積込・運搬・処分費込	60	m <sup>3</sup>			
小計						

# 篠山排水ポンプ場 No. 3 ポンプ井浚渫業務委託

## 特記仕様書

### I. 一般事項

#### (適用)

第1条 本仕様書は篠山排水ポンプ場 No. 3 ポンプ井浚渫業務委託に適用するものとし、設計書・本仕様書・図面により業務を行うものとする。

#### (業務の履行場所)

第2条 本業務の履行場所は久留米市旭町とする。

#### (業務の施工概要)

第3条 本業務は久留米市旭町に設置されている篠山排水ポンプ場 No. 3 ポンプ内に堆積している土砂の浚渫業務を行うものである。

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 準備工 | 1式 |
| (2) 浚渫工 | 1式 |

※施工手順については、II項で後述する。

#### (作業工程)

第4条 本業務の対象施設は現在稼働中の施設であり、施工にあたっては監督職員と協議を行い、施設の稼働に影響が出ないように、作業計画を立案し、施工すること。

#### (安全一般)

第7条 受注者は施工にあたり、安全に留意して現場管理を行い、災害防止に努めなければならない。

#### (事故処理及び報告義務)

第8条 本業務の施工中に事故が発生した時は、応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに監督職員に報告しなければならない。

#### (施設の損傷)

第9条 受注者は施工にあたり、施設に損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。損傷を及ぼした場合は、受注者の負担で原形に復旧すること。

#### (整理整頓)

第10条 本業務の施工期間中、機械工具、資材等はその都度整理し、現場内は常に整理整頓しておかなければならない。

#### (後片付け)

第11条 本業務の完了後は、速やかに不要資材や仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

#### (廃棄物の処理)

第12条 本業務で発生した廃棄物は、関係法令に基づき、受注者の責任において適切に処分しなければならない。

#### (提出書類)

第13条 受注者は、以下の書類を提出し、その都度、承認・承諾を得なければならない。

- (1) 着手届 (2) 工程表 (3) 作業日報 (4) 管理写真 (5) 完了届
- (6) その他監督職員が指示するもの

(暴力団排除に関する事項)

第14条 受注者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団から不等要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 暴力団等から不等要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

(暴力団排除に係る下請契約に関する事項)

第15条 受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
- 2 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

(指示・承認)

第16条 仕様書、設計書、設計図面において、施工上明瞭でない箇所又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議の上決定する。また、本業務の目的、機能、保安及び法規上必要なものはすべて、受注者の負担で整備しなければならない。

(履行期間)

第17条 本業務の履行期間は契約日の翌日より令和5年3月24日までとする。

## II. 業務実施要領

本業務は久留米市旭町の篠山排水ポンプ場に設置されている No. 3 ポンプ井内に堆積している土砂の浚渫業務を行うものである。本業務は以下の手順で行うものとする。

### (1) 準備工

- ① 排水ポンプを使用し、ポンプ井に溜まっている雨水を排水し、排泥作業ができるようにする。

### (2) 浚渫工

- ① 洗浄車により汚泥を分散し強力汚泥吸引車で堆積した汚泥の浚渫を行う。
- ② 強力汚泥吸引車により No. 3 ポンプ井内に堆積した土砂の浚渫及び中央浄化センターへ運搬を行う。  
※本業務で使用する吸引車は強力吸引車（規格：8T以上）を使用すること。
- ③ 洗浄車により壁面等の清掃を行う。
- ④ 中央浄化センターに仮置きした土砂は、3 日程度天日乾燥を行い、改良土プラントにて処理を行うこと。
  - ・堆積土砂量 60 m<sup>3</sup>
  - ・土砂仮搬出先 中央浄化センター
  - ・土砂搬出先 改良土プラント（福岡県の承認施設に限る）

## III. 安全管理

### (安全一般)

第1条 業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止に努めるものとする。

- ① 作業前は必ず酸素濃度を測定し、作業中は換気ファンを設置して、沈砂池内の通気を確保すること。
- ② 作業中は人身事故・物損が無きよう細心の注意を払うこと。

### (事故処理及び報告義務)

第2条 業務実施に関連して事故が発生したときは、応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに監督職員に報告しなければならない。

### (整理整頓)

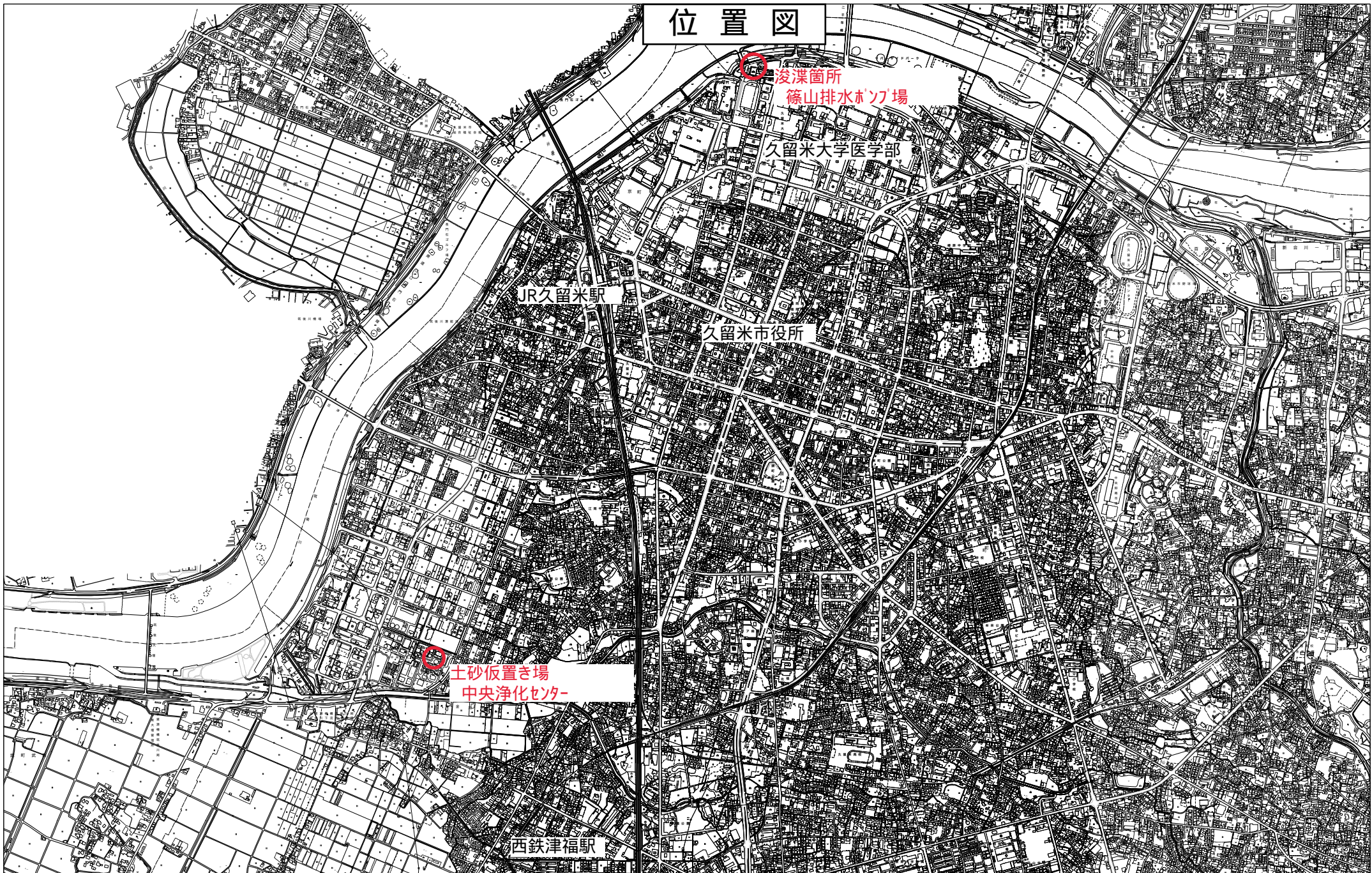
第3条 業務施工中に於いても機械器具等はその都度整理し、常に整理整頓し施工するものとする。また土砂運搬中に当たっては、道路面の清掃を行なうものとする。

### (後片付け)

第4条 業務の完了と同時に早やかに不要材料や仮設物を搬出して清掃するものとする。



# 位置図



浚渫箇所  
篠山排水ポンプ場

久留米大学医学部

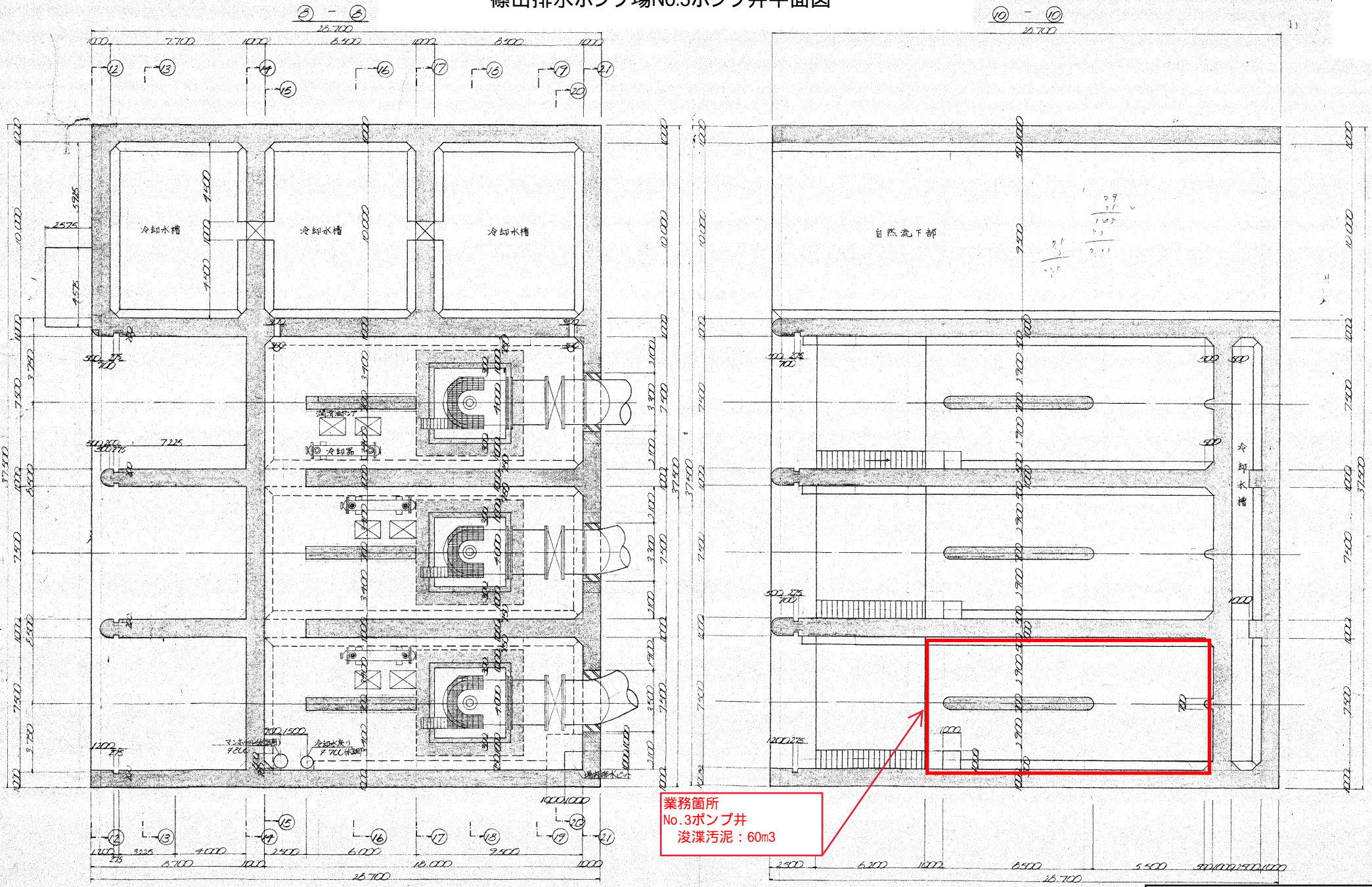
JR久留米駅

久留米市役所

土砂仮置き場  
中央浄化センター

西鉄津福駅

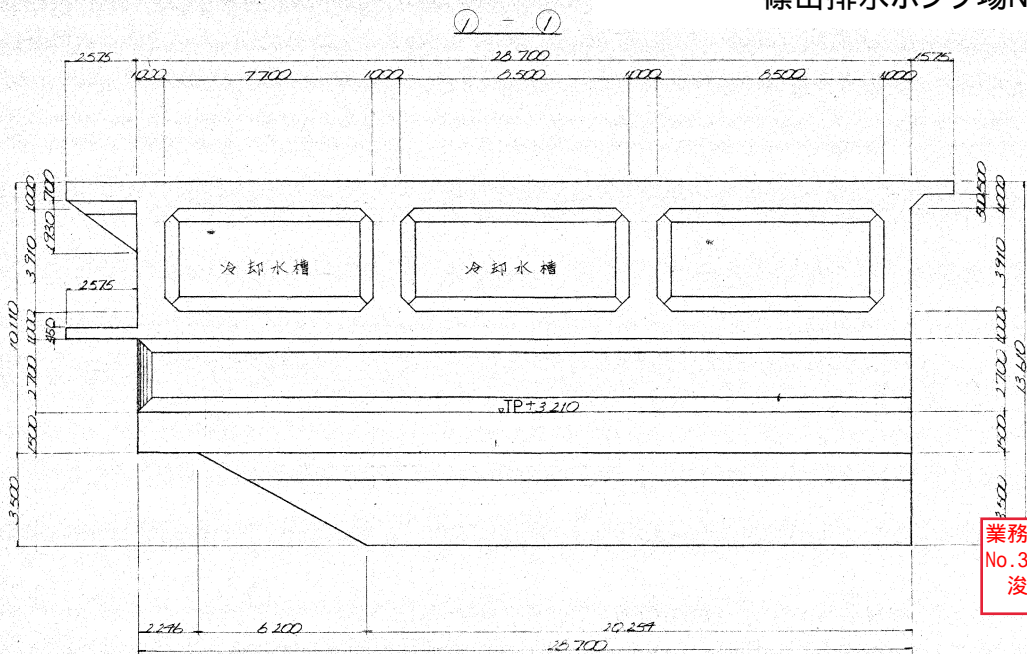
篠山排水ポンプ場No.3ポンプ井平面図



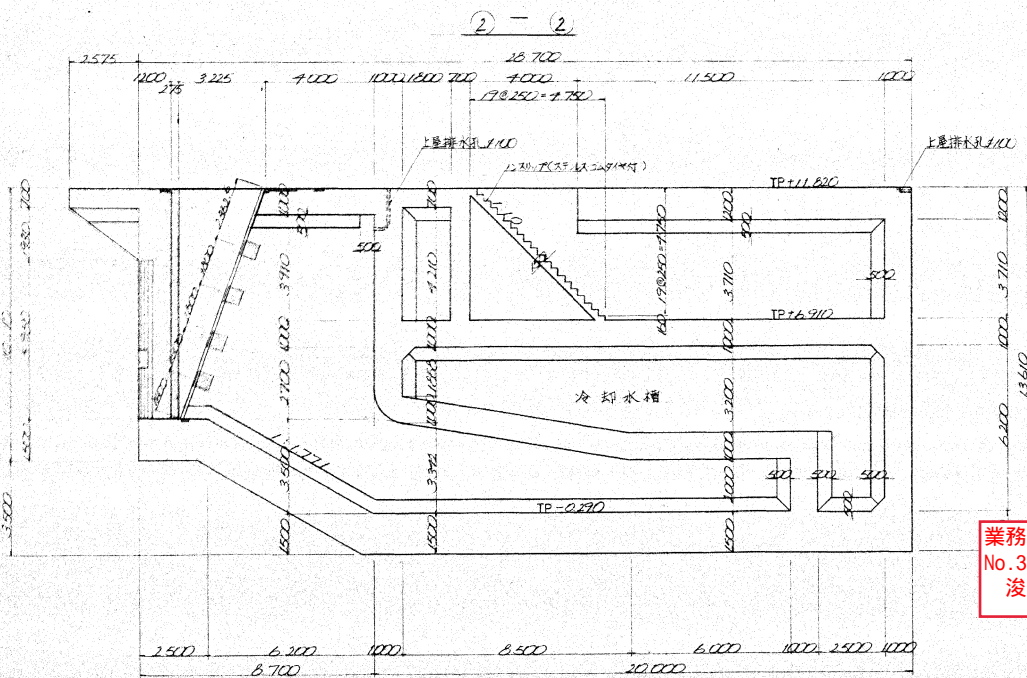
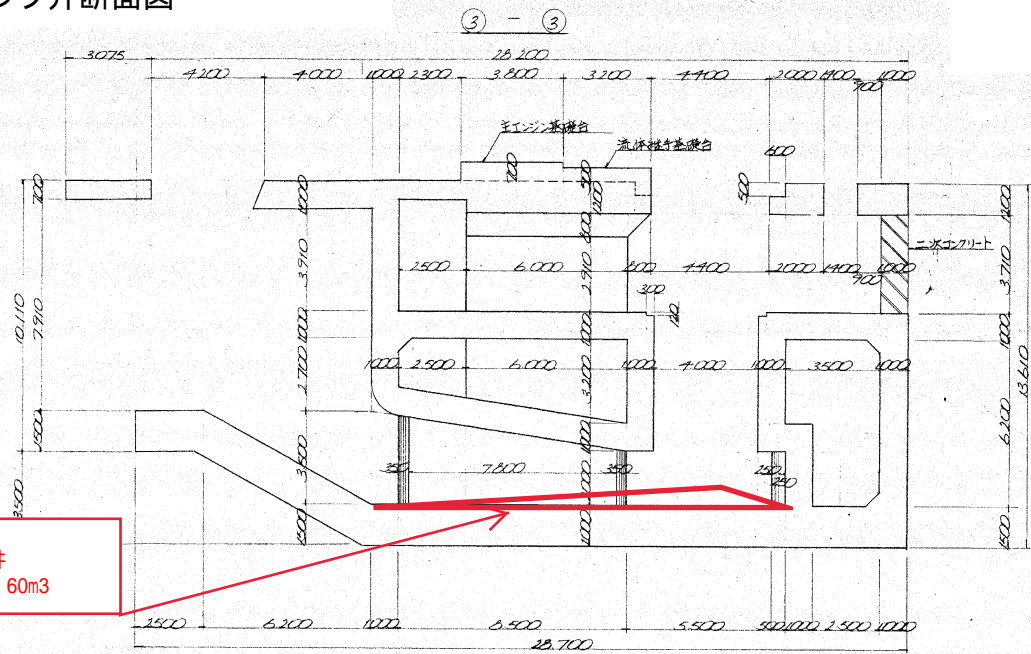
業務箇所  
No.3ポンプ井  
浚渫汚泥：60m<sup>3</sup>

業務名 篠山排水ポンプ場  
No.3ポンプ井浚渫業務委託  
図面名 篠山排水ポンプ場  
No.3ポンプ井平面図

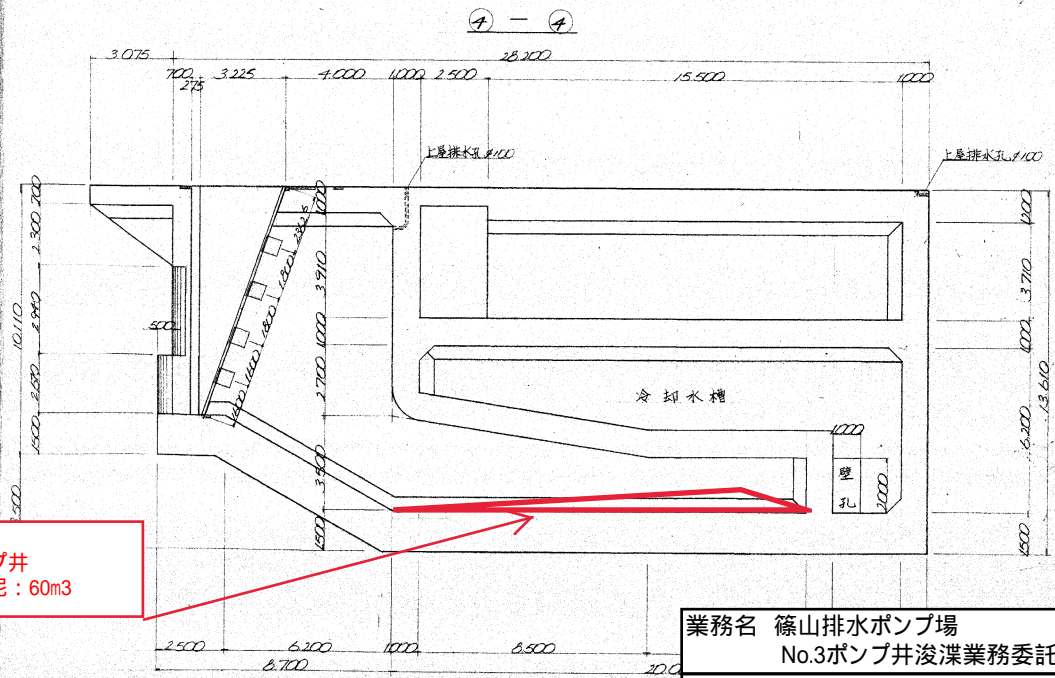
篠山排水ポンプ場No.3ポンプ井断面図



業務箇所  
No.3ポンプ井  
浚渫汚泥：60m3



業務箇所  
No.3ポンプ井  
浚渫汚泥：60m3



業務名 篠山排水ポンプ場  
No.3ポンプ井浚渫業務委託  
図面名 篠山排水ポンプ場  
No.3ポンプ井断面図